

# 令和4年度 『筑前町高等学校等奨学金』のお知らせ

筑前町では、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難である高校生等に対して、奨学金の貸与事業を行っています。

一方、貸与ですので高校等を卒業後は返還が始まります。生徒と保護者が返還のこともきちんと話し合われた上で、申込みをお願いします。

## 奨学金の種類

### ○入学支度金（無利子）

入学金や教科書代など入学時の一時的な学費に充てるために貸与するものです。

貸与予定時期：3月下旬 または 6月下旬

※入学前（3月下旬）に貸与を行います。

（別に定める期間内に申請をする必要があります。期間を過ぎた後に申請された場合は6月下旬の貸与となります。）

### ○進学奨励金（無利子）

授業料や校納金など日常的な学費に充てるために貸与するものです。

貸与予定時期：年2回（6月下旬、10月下旬）

### ○貸与額と貸与期間

貸与額は次のとおりです。

区分	奨学金の種別	国公立	私立
高等学校・高等専門学校	進学奨励金（月額）	7,500円	15,000円
	入学支度金	30,000円	55,500円
短期大学・大学・大学院 （修士課程・博士課程）	進学奨励金（月額）	14,500円	19,500円
	入学支度金	45,000円	76,000円

貸与期間は、令和4年4月から在学する高等学校等の在学期間内です。

※申請は毎年度必要となります。

### ○採用予定人数 5名程度

奨学生の採用は、その年度の予算の範囲内で行います。

（裏面へ続きます）

## 申込要件

- 本人又はその保護者が、町内に1年以上住所を有する者であること。
- 修学意欲が十分であり、かつ、経済的な理由のため修学することが困難な者であること。
- 高等学校等に在学している者または入学することが確実な者であること。

## 申込方法

- 申請書類に必要事項を記入・押印し、筑前町教育委員会教育課へ提出して下さい。  
申請書類は教育課窓口でお渡しします。
- 申請締切 令和4年3月31日（木）  
※入学支度金の入学前貸与を希望する場合は2月15日（火）

## 返還

奨学金を借り終えた後は、必ず返還しなければなりません。

### ○返還の開始時期と返還期間

貸与終了後6か月が経過した後、返還が始まります。返還期間は貸与額に応じて定められています。（500,001円以上700,000円以下で6年、等。詳細はお問合せください。）

なお、返還方法は月賦、半年賦もしくは年賦または一括返還のいずれか、または併用の方法により行うものとします。

### ○延滞利息

正当な理由なく奨学金を返還すべき期日までに返還しなかったときは、延滞利息を支払わなければなりません。

### ○返還の督促と法的措置

返還滞納者に対しては、文書や電話による督促を行い、その後に連絡がない場合には、法的措置を検討する可能性があります。

以上のような督促を受けることなく、返還の意義及び重要性を認識して、滞りなく返還を履行されますようお願いします。

### <問合せ先>

〒838-0816 筑前町新町 450 番地  
筑前町教育委員会 教育課学校教育係  
TEL 0946-22-3385  
FAX 0946-22-2879